

(広報誌)

# 高裁なごや (High Court Nagoya) Vol. 6



裁判員制度

平成21年5月までに、  
はじまります

平成19年5月発行



## もくじ

- 1 長官就任にあたって  
～長官就任のごあいさつ～
- 2 裁判員が選ばれるまで  
～裁判員選任手続イメージ～
- 3 裁判員裁判の映画のごあんない  
～「裁判員」～
- 4 ご存じですか？裁判のあれこれ  
～被告？被告人？～
- 5 裁判員制度情報にアクセス！  
～メールマガジン/携帯ウェブサイト～
- 6 管内短信  
～広報行事のごあんない～

名古屋高等裁判所事務局総務課

〒460-8503 名古屋市中区三の丸1-4-1

TEL 052-203-0197

<http://www.courts.go.jp/nagoya-h/>

写真、イラストを含む記事の無断転載はお断りします

虹のかかった名古屋城です。昨年12月に名古屋高等裁判所から撮影されたものです。

さて、裁判所では、現在、実施まで後2年あまりとなった裁判員制度と国民の皆さんとの架け橋となるべく、手続の整備や様々な広報活動を行っております。

今号では、整備されつつある手続のうち、国民の皆さんの中から裁判員が選ばれるまでの手続を紹介する記事を中心に掲載しています。

どのようにして裁判員が選ばれるのか、裁判員候補者として呼び出されたが、裁判員として裁判に参加することができない事情がある場合はどうしたらよいのか等分かりやすく説明しています。

# 1 長官就任にあたって

## 長官就任のごあいさつ



民主主義国家における司法制度の目的は、社会に発生した紛争について、事実関係を明らかにし、法律を適用して、これを解決することにより、国民の権利を保護し、法秩序を維持することにあります。この究極の目的は、時代や国境を越えて、変わることはありません。しかし、裁判所の具体的な在り方は、社会経済情勢や主権者たる国民の意識の変化によって影響を受けざるを得ません。状況によっては、その変化に柔軟に対応して、裁判所が自ら改革を進めるべき場合もあります。

現在、我が国の司法制度は、明治維新、第二次大戦後の変革に次ぐ、第三の変革期のただ中にあり、裁判所は自ら改革を推進することを求められています。バブル経済の破綻と経済のグローバル化は民事再生法の制定など倒産法制の大変革と会社法の制定による会社制度の柔軟化を生み、高齢化社会の急速な進展は成年後見制度の抜本的改革と制度利用の急増をもたらしました。

そして、規制改革、行政改革に次ぐ司法制度改革は、裁判員制度の導入、労働審判制度の新設など裁判手続や裁判所そのものの在り方に直接的で大きな変革をもたらしつつあります。我々司法に職を奉ずる者は、これらの改革を時代の要請として積極的に受け止め、真に国民の期待に応える制度として機能するよう努めなければなりません。

特に、平成21年5月までに実施される裁判員制度は、国民に実生活上、精神上相当の負担をかけるものですから、国民が参加しやすい制度となるよう、検察庁、弁護士会と密接に連携をとりながら、様々な工夫を凝らす必要があります。経験のない、全く新しい制度の導入ですから、制度の実施後想定外の事態が生ずる可能性も否定できません。継続的に制度や運用の改善にも努める必要があります。

私は、現在、裁判所がこのような状況に置かれていることに常に思いを致し、東海、北陸6県における司法の充実、発展に全力を尽くしたいと思えます。皆様の御理解と御協力、御支援をお願い致します。

(名古屋高等裁判所長官 細川 清)

## 2 裁判員が選ばれるまで

### 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人の中から選びます。具体的な裁判員選任の流れは次のとおりです。（以下の流れは、現時点でのイメージです）



#### 1 裁判員候補者名簿の作成

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、その旨を通知します。

この段階では、どなたに裁判所に来ていただくかは決まりません。

#### 2 事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれます（裁判の6～8週間前）

実際に裁判員裁判を行うことになった際に、裁判員裁判の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、さらにくじでその事件の裁判員候補者を選び、呼出状をお送りします。呼出状には裁判員を務めていただく期間を記載する予定です。通常は、同時に質問票をお送りして、辞退事由等の有無を確認します。

選ばれた方には、呼出状で裁判所に来ていただく日時等をお知らせします。質問票の記載から辞退事由等に該当することが明らかな場合には辞退を認めて呼出しを取り消し、裁判所まで来ていただかなくてもよいようにします。

#### 3 裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続を行います（通常は、裁判当日午前中）

裁判長から、事件との利害関係の有無、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問されます。

質問は裁判官3人と書記官のほか、検察官や弁護人も立ち会います。

#### 4 裁判員となる人を決定します

裁判所は辞退を認めるか、不適格事由に該当しないかなどを考慮しつつ、最終的にはくじも交えて裁判員6人を決定します。必要な場合は補充裁判員も選びます。

検察官や弁護人は、裁判員に選任しない人を指名することができます（原則として各4人まで）。

#### 5 裁判員裁判が始まります（通常は、裁判当日午後）





## ～裁判員選任手続イメージ～

平成20年12月，裁判所からの封筒を受け取った職業も年齢も違う4人。  
封筒の中身は裁判員候補者名簿に記載されたという通知と調査票。はてさて・・・



悠々寺 泰造さん  
(75歳・無職)

現役時代は誰もが認めるやり手の営業マンだった悠々寺さん。引退後は奥さんと旅行を楽しむなど，悠々自適な毎日です。

悠々寺さんのモットーは，サラリーマン時代に家族と過ごす時間が全く取れなかったので，定年後は，家族とゆっくりと過ごすこと。そのため，調査票の，70歳以上であることを理由に1年を通じて裁判員を辞退する，という項目に印を付けて，裁判所に送り返しました。

その後，悠々寺さんは，裁判所から連絡を受けることはありませんでした。

### 《一口メモ》

- ①裁判員候補者名簿に記載された方には，12月ころに通知と調査票が送られてきます。調査票は，1年を通じて裁判員を辞退することが可能な事情について何うものです。
- ②70歳以上の方は裁判員を辞退することができます。悠々寺さんは，辞退を希望したため，その後裁判所から呼出しを受けませんでした。

専業農家の稲野さん。裁判所からの通知には，具体的な裁判の日が記載されていなかったため，調査票を送り返さずにいたところ，今度は，平成21年9月×日から始まる裁判のために裁判所に来てほしいという通知（呼出状）と質問票が送られてきました。



稲野 実さん  
(38歳・農業)

9月はちょうど稲刈りの季節で，どうしても作業を抜けることができません。そこで，質問票に辞退の意思と理由を詳しく書いて裁判所に送り返しました。

数日後，稲野さんは，裁判所から「呼出しを取り消します。」という通知を受け取りました。

### 《一口メモ》

- ①呼出状と一緒に送られてくる質問票。質問票は，具体的な裁判の時期や期間を前提に裁判員を辞退する事情を何うものです。
- ②「仕事上の重要な用務であり自らがこれを処理しなければ事業に著しい損害が生じる恐れがある」場合は，辞退が認められます。稲刈りの時期という事情が，これに当たると認められたので，稲野さんは呼出しが取り消されました。

## 調査票と質問票



調査票

### 1年を通じて辞退することが可能な場合など

- ・ 70歳以上の方や学生の方
- ・ 警察官など職業上就職できない方
- ・ 過去5年以内に裁判員になったことがあり，1年を通じて辞退希望の方 など



質問票

### 裁判の時期・期間を前提にして辞退をする場合など

- 呼出時期に
- ・ 農繁期の農業従事者や行楽期の観光業者など
  - ・ 重い疾病や傷害等により出頭が困難な方
  - ・ 日常的な要介護者等の介護や子の養育等を行うため参加が困難な方 など

従業員10人程のデザイン会社に勤める田寄さんも、稲野さんと同様に呼出状と質問票を受け取りました。

裁判の時期には仕事の忙しさのピークを迎えそうでしたが、最終的なスケジュールが決まっていなかったため、質問票には辞退の意思と仕事が忙しいことだけを書いて、裁判所に送り返しました。



田寄 成美さん  
(28歳・デザイナー)



そして迎えた裁判当日。仕事の忙しさはピークでしたが、呼出しを取り消すという連絡のなかった田寄さんは、裁判所に出かけて行き、自分の代わりにする人がおらず自分が抜けると締め切りに間に合わなくなるので辞退させてほしいと説明しました。そうして、田寄さんは、辞退が認められました。

《一口メモ》

田寄さんも、稲野さんと同様に事業に著しい損害が生じる恐れがあるため、辞退が認められました。ただ、質問票が送付された時点では仕事の忙しさについて具体的な事情が明らかでなく、辞退が認められるかどうか裁判所が直接事情を確認する必要があったため、呼出しは取り消されませんでした。



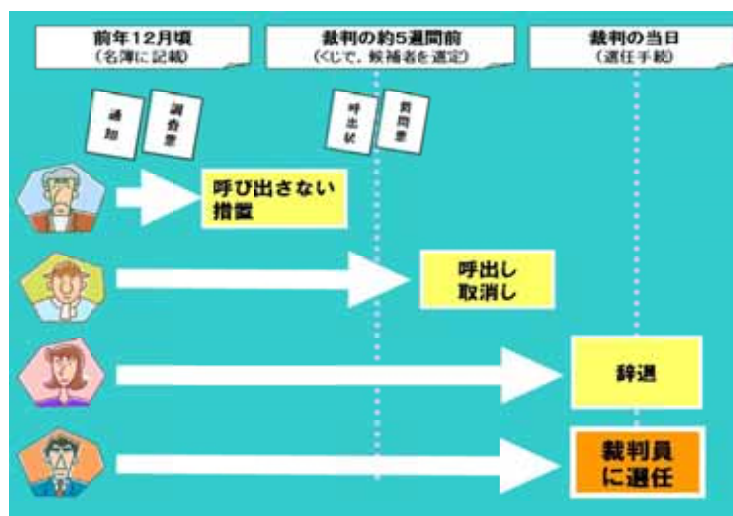
橋茂 元紀さん  
(40歳・サラリーマン)

稲野さん、田寄さんと同様、呼出状と質問票を受け取った橋茂さん。

9月はちょうど中国から取引先が訪れ、とても忙しい時期。ただ、裁判所からの通知が裁判の約5週間前だったので、相談した上司が、予め橋茂さんを裁判の開かれる3日間シフトから外し、別のセクションから応援を頼んでくれました。

裁判当日、裁判員選任手続で橋茂さんは、「裁判員に選ばれたら頑張りたい。」と申し出ました。

そして、裁判員候補者として残った人の中から無作為のくじ引きで裁判員の1人に選ばれた橋茂さん。午後からの裁判に出席しました。



### 3 裁判員裁判の映画のごあんない



## 裁判員

### あらすじ

平成21年初冬，東日本空調システム株式会社の営業マン村瀬智昭（45歳）のもとに1通の手紙が届く。

それは，裁判員候補者名簿に自分の名前が載ったとのお知らせだった。

裁判員候補者になる可能性は低いと思っていた村瀬だが，平成22年3月，村瀬のもとに裁判員選任手続き期日の「お知らせ」が送られてくる。

村瀬は，仕事の都合もあり，当初は参加に消極的であったが，徐々に参加してもよいと思うようになっていく。そして，選任手続き当日……。

※この映画は，現時点における，裁判員選任手続きのイメージをできる限り明らかにする内容となっています。裁判員選任手続きのイメージについては，3ページ以下でも詳しくご紹介しています。

## 評議

### あらすじ

被告人は殺人未遂で起訴された。法廷で，被告人は被害者に対する殺意はなかったと主張。被害者，被告人等はそれぞれ法廷で事件のいきさつを語り始めるが，裁判員たちは，その間に，見過ごせない食い違いがあることに気づく。

裁判を経験したことがない6人の裁判員たちは，それぞれの思いを抱きながら，この事件の評議に参加していく。

※この映画は，裁判員裁判における「評議」を中心に構成されています。上記「裁判員」と併せてご覧になることにより，より一層，裁判員裁判の具体的なイメージを持つことができます。



上記各映画のビデオテープ及びDVDは，地方裁判所にて貸出ししています。ご希望の方は，最寄りの地方裁判所の総務課にお問い合わせください。

※「裁判員」は予告編が，「評議」は本編が，ウェブサイトで配信されています。  
(<http://www.saibanin.courts.go.jp/news/video.html>)



## 4 ご存じですか？裁判のあれこれ

### 被告？ 被告人？

皆さんは、テレビのニュースや新聞などでよく「被告」という言葉を見聞きしたことがありますか？また、どこかで「被告人」という言葉を見聞きしたこともありますか？これらの言葉の意味をご存じですか？

さて、問題です。次のうち、正しいものはどれでしょう。

- ① 「被告」，「被告人」どちらも「犯罪を犯して訴えられた人」という同じ意味であり、気分によって使っている
- ② 刑事の裁判で訴えられた人が「被告」で、判決で有罪となった人が「被告人」
- ③ 民事の裁判で訴えられた人が「被告」で、刑事の裁判で訴えられた人が「被告人」

正解は、③です。

法律用語では「被告」とは、民事の裁判で訴えを起こされた相手方のことを言います（ちなみに、訴えを起こした方は「原告」）。また、「被告人」とは、刑事の裁判で裁判を受ける人のことを言います。このように、法律用語とテレビや新聞で使われる用語は必ずしも同じではありません。他にも、犯罪を犯したのではないかと疑われ、捜査の対象となっている人は「容疑者」と言われていますが、これも法律用語では「被疑者」と言います。



## 5 裁判員制度情報にアクセス！

### メールマガジン

最高裁判所では、裁判員制度について理解を深めていただくためメールマガジンを配信しています。

裁判員制度に関する最新の情報、制度説明、広報行事等を2か月に1回程度配信する予定です。なお、皆様にお届けしたい情報がある場合は、臨時配信も行います。

※メルマガ登録ページ <http://www.saibanin.courts.go.jp/melmaga/index.html>

### 携帯ウェブサイト

裁判員制度の携帯サイトが開設されました。裁判員制度の紹介やQ&Aの他、広報企画の紹介や関連サイトの紹介など、様々なコンテンツをお気軽に楽しめます。今後も多くの皆様にご利用いただけるよう、サイトの充実を図っていきますので、たくさんのアクセスをお待ちしています。

※アクセスサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/k/>

## 6 管内短信 ～広報行事のご案内～

### 名古屋地方裁判所

#### 「裁判員制度出張講演」

企業、経営者団体、学校その他の団体からの裁判員制度に関する出張講演のお申込みを随時受け付けています。是非、御相談ください。御希望の際は、日時、場所、参加人数をお知らせください。

<申込み、問い合わせ>名古屋地方裁判所総務課広報係（052-203-9092）

### 津地方裁判所

#### 「模擬裁判・裁判員制度説明会」

模擬裁判、裁判員制度説明会を開催する予定です。近隣の皆さんの参加をお待ちしています。お問い合わせは各裁判所まで。

津地裁（059-226-4172） 模擬裁判（5月中）

同四日市支部（059-352-7151） 模擬裁判・説明会（5月11日（金））

同伊賀支部（0595-21-0002） 模擬裁判・説明会（5月11日（金））

### 岐阜地方裁判所

#### 「憲法週間行事」

① 無料法律相談（申込不要・無料）

日時：5月7日（月）午前10時～ 場所：マーサ21（4階マーサホール）

② 裁判員制度広報用映画「裁判員」上映（申込不要・参加無料）

日時：5月7日（月）午前10時～ 場所：マーサ21（1階セントラルコート）

<問い合わせ>岐阜地方裁判所総務課（058-262-5121）

### 福井地方裁判所

#### 「出張模擬裁判・説明会」

裁判官や職員による出張模擬裁判や出張説明会を行います。また、裁判所見学も随時受け付けています。模擬裁判、説明会、見学会では、ビデオやパソコンを使用した説明のほか、皆さんの疑問等にお答えします。

<申込み、問い合わせ> 福井地方裁判所総務課（0776-22-5000）

### 金沢地方裁判所

#### 「法廷傍聴ツアー」

5月中に金沢地裁、同小松支部、同七尾支部、同輪島支部において法廷傍聴ツアーを開催します。事前にお申込みいただいた方を対象に、実際の刑事裁判を傍聴していただくとともに、裁判手続や裁判員制度等について分かりやすく解説します。

<申込み、問い合わせ> 金沢地方裁判所総務課（076-262-4432）

### 富山地方裁判所

#### 「市民講座」

富山地方・家庭裁判所では、市民の方々を対象として、法廷傍聴のほかに裁判員制度についての説明や各種裁判手続の解説などを行う市民講座を開催します。是非、職場の皆様で、ご家族でお越しください。

<問い合わせ> 富山地方裁判所総務課（076-421-3810）